

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(国税9)(法人税:義)(地方税6)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成 29 年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法改正(以下「法改正」という。)により、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設する。併せて、介護医療院創設に伴い、生計困難者に対して無料又は低額な費用で利用させる事業に係る社会福祉法の規定を整備している。</p> <p>このため、介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、法人税の非課税等の税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。</p> <p>併せて、介護療養型医療施設の設置期限については、現行制度上平成 29 年度末となっているが、法改正において、平成 35 年度末に延長することとしているため、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置について、延長を要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>—</p>
4	担当部局	厚生労働省老健局老人保健課、社会・援護局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 30 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	法改正により、新たな介護保険施設として介護医療院を創設することとしたため。
7	適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から
8	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「療養病床の在り方等に関する特別部会」の「療養病床の在り方等に関する議論の整理(平成28年12月20日)」において、「今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に応じた柔軟性を確保した上で、必要な機能を維持・確保していくことが重要である。」「こうした基本的な方向性を実現していくために</p>

			<p>は、介護療養病床の『日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ』や、『看取り・ターミナル』等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、『生活施設』としての機能を兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきである。」とされた。</p> <p>以上を踏まえ、介護医療院の創設を含めた法改正を行ったところである。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 X 高齡者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 X-1 高齡者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標 X-1-4 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備につながるため、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	①	<p>適用数等</p> <p>— (介護医療院の施設基準等については現在社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行っているため、適用数等を推計することは困難)</p>
		②	<p>減収額</p> <p>— (適用数等が定まらないため、減収額を推計することは困難)</p>
		③	<p>効果・税収減是認効果</p> <p>《効果》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備につながる。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>介護医療院は、医療・介護サービスを一体的に提供する介護保険施設であるため、他の介護保険施設と同様に、各種税制措置を講ずることは妥当であるとする。</p> <p>また、税制上の措置を講じることで、慢性期の医療・介護ニーズに対応することができることから、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	